

経済・雇用部会

「医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について」

「指定都市への公共職業安定所業務等の移管について」

【市長会議資料】

平成24年11月5日

医療・介護・健康関連産業の振興と 人材確保・育成について

1 取組事例の類型化

指定都市における医療・介護・健康関連分野の新たな機器・サービスの取組事例について、医療関連企業や大学・研究拠点、ものづくり企業等の活用度合いに応じて、次のとおり、取組事例を類型化する。

<分類①>【医療関連企業活用型】

○内容:医療関連企業の集積を活用して、産学官連携による海外展開を目指した医療機器・医薬品の開発を行う。

(第1 STEP) 医療関連企業1社単独

(第2 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) 又は (第1STEP) + 地域企業

(第3 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) + 地域企業



地域への経済波及効果

<分類②>【ものづくり企業活用型】

○内容:ものづくり企業の集積を活用して、産学官連携によるものづくり企業の医療・福祉関連分野への進出促進を図り、全国展開を目指した医療機器・介護機器開発を行う。

(第1 STEP) ものづくり企業1社単独

(第2 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) 又は (第1STEP) + 地域企業

(第3 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) + 地域企業



地域への経済波及効果

<分類③>【都市圏内ニーズ活用型】

○内容:都市圏内のニーズを活用し、地域住民を対象とした医療・介護・健康関連機器・サービスの開発、都市圏内への普及及び全国展開に向けた標準化を行う。

(第1 STEP) 地域企業1社単独 (福祉関連企業、健康関連企業、ICT企業 等)

(第2 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) 又は (第1STEP) + 地域企業

(第3 STEP) (第1STEP) + 研究拠点(大学、国、自治体) + 地域企業



地域への経済波及効果

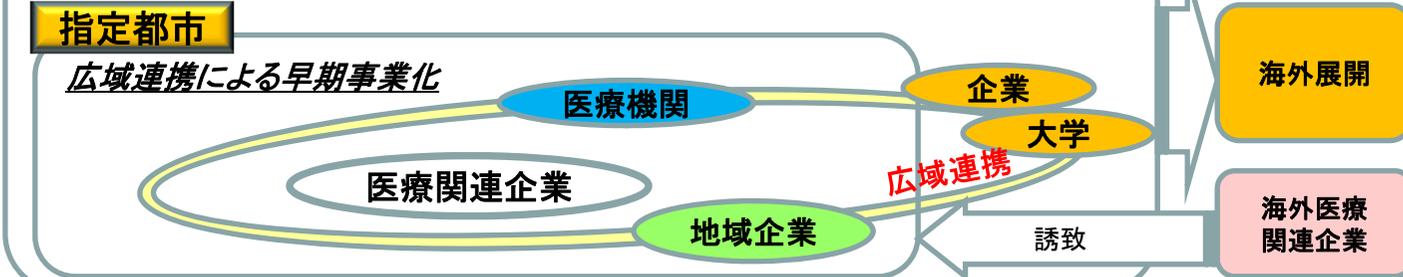
世界志向

地域志向

2(1) 指定都市が担うべき役割

指定都市は、地域の企業や研究機関とともに、地域のニーズや技術特性を活かした医療・介護・健康関連分野におけるイノベーションの起点としての役割を担う。

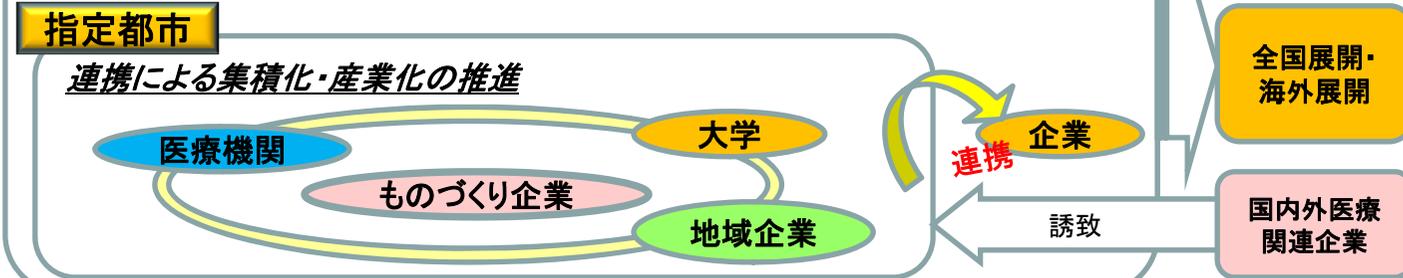
<分類①>【医療関連企業活用型】



取り組むべき方策

- ・医療関連企業を中心とした産学官連携(広域連携)の推進
- ・海外医療関連企業の誘致
- ・高度外国人人材の確保・育成支援 等

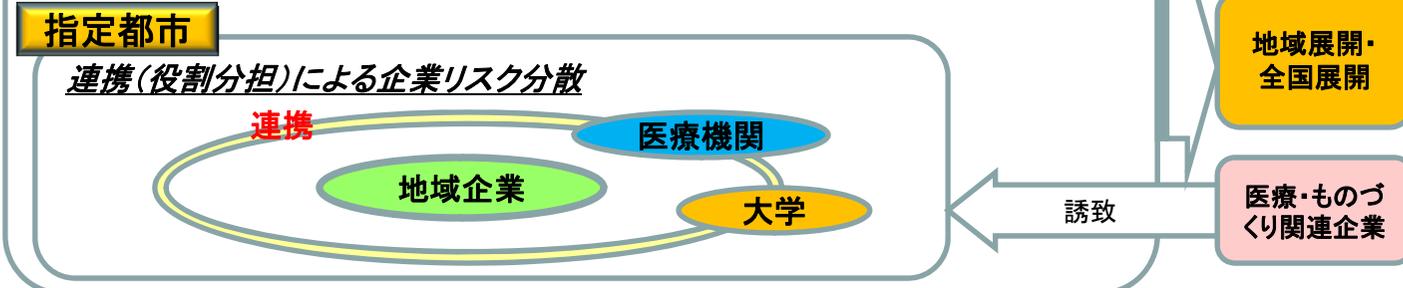
<分類②>【ものづくり企業活用型】



取り組むべき方策

- ・ものづくり企業と医療機関等による産学官連携の推進
- ・国内外の医療関連企業の誘致
- ・高度外国人人材の確保・育成支援、医工連携人材の育成支援 等

<分類③>【都市圏内ニーズ活用型】



取り組むべき方策

- ・産業支援サービス業の活用による機器・サービス開発の高度化支援
- ・医療関連企業・ものづくり企業の誘致
- ・産学官連携コーディネーターの育成支援 等

2(2) 取り組むべき方策

<分類①>【医療関連企業活用型】

○指定都市において取り組むべき方策

1 「新たな機器・サービスの開発・提供」

- ・医療関連企業を中心とした産学官連携(広域連携)の推進 【連携推進組織設置、コーディネーター・専門家派遣】
- ・当初から海外展開を目指した医療機器・医薬品の開発推進 【技術開発支援制度(国、県)、特許取得に係る支援】
- ・販路開拓の推進 【国内外展示会出展支援】

2 「企業誘致」

- ・海外医療関連企業の誘致 【優遇措置(土地取得費補助、税制)、海外支援機関(JETRO、県)との連携】

3 「人材育成」

- ・高度外国人人材の確保・育成支援 【高度外国人人材と地域企業との連携交流、地元就職支援】

○上記方策に取り組む上で今後検討されるべき有効な国の支援策(例)

- ・医薬品医療機器総合機構(PMDA)出張所の設置による相談・審査の実施(神戸市)【総合特区提案】
- ・機器・サービスの開発や実証実験、海外展開などに対する財政支援の拡充(大阪市)

2(2) 取り組むべき方策

<分類②>【ものづくり企業活用型】

○指定都市において取り組むべき方策

1 「新たな機器・サービスの開発・提供」

- ・医療現場等ニーズとものづくり企業の技術シーズの把握 【ニーズ・シーズ調査、マッチング支援】
- ・ものづくり企業と医療機関等による産学官連携の推進 【連携推進組織設置、コーディネーター・専門家派遣】
- ・全国展開を目指した医療機器・介護機器の開発推進 【技術開発支援制度(国、県、市)、特許取得に係る支援】
- ・販路開拓の推進 【国内展示会出展支援】

2 「企業誘致」

- ・国内外の医療関連企業の誘致 【優遇措置(土地取得費補助、税制)、海外支援機関(JETRO、県)との連携】

3 「人材育成」

- ・高度外国人人材の確保・育成支援 【高度外国人人材と地域企業との連携交流、地元就職支援】
- ・医工連携人材の育成支援 【地元大学と連携した人材育成研修】

○上記方策に取り組む上で今後検討されるべき有効な国の支援策(例)

- ・介護ロボットや在宅リハビリ機器など最先端機器の介護保険給付対象化(岡山市)【総合特区提案】

2(2) 取り組むべき方策

<分類③>【都市圏内ニーズ活用型】

○指定都市において取り組むべき方策

1 「新たな機器・サービスの開発・提供」

- ・医療現場等ニーズと産業支援サービス業・大学等の技術シーズの把握 【ニーズ・シーズ調査、マッチング支援】
- ・産業支援サービス業の活用による機器・サービス開発の高度化支援 【コーディネーター・専門家派遣】
- ・地域住民を対象とした医療・介護・健康関連機器・サービスの開発推進 【技術開発支援制度(県、市)】
- ・販路開拓の推進 【自治体率先導入支援】

2 「企業誘致」

- ・医療関連企業又はものづくり企業の誘致 【優遇措置(土地取得費補助、税制)、県との連携誘致】

3 「人材育成」

- ・産学官連携コーディネーターの育成支援 【地元企業・大学に精通した人材確保】

○上記方策に取り組む上で今後検討されるべき有効な国の支援策(例)

- ・地域への医療・介護・健康関連サービス導入に係る初期費用の助成(北九州市)

3 今後の進め方

＜医療・介護・健康関連産業の振興に向けて＞

円高による国内産業の空洞化や景気低迷による雇用不安が続く中、指定都市は、地域経済のエンジンとして、新たな需要を創出するとともに、中小企業を中心とする地域産業の一層の育成・支援を図ることが求められている。

こうした中、成長分野として特に期待の高い「医療・介護・健康関連産業」の振興を図るためには、指定都市が、地域の企業や研究機関とともに、地域のニーズや技術特性を活かした医療・介護・健康関連分野におけるイノベーションの起点としての役割を積極的に果たしていく必要がある。

このイノベーションによって、超高齢化社会が抱える課題の解決に資する新たな機器・サービスを地域の企業が中心となって開発・提供し、同様のニーズを持つ周辺都市等へ拡大させ、ひいては医療・介護・健康関連分野における社会（世界）全体のニーズを満たしていくことが、地域経済のエンジンとしての指定都市に課せられた究極の目標である。

指定都市市長会 経済・雇用部会では、各指定都市における地域のニーズや産業集積の状況等が様々であることを踏まえ、先行事例を参考として、政策展開の着眼点を次の3類型に分類した。

- ① 医療関連企業活用型
- ② ものづくり企業活用型
- ③ 都市圏内ニーズ活用型

今後、指定都市が医療・介護・健康関連産業の振興等を図る上で取り組むべき方策について、今回分類した3類型に基づきさらに議論を深め、本部会の成果が、各指定都市における地域の実情に応じた政策立案に活用されることを目指す。

また、指定都市が地域のイノベーションの起点として十分機能するよう、時期を見据えながら、国に対する積極的な働きかけや提言等を行う。

(参考) 「総合特区制度」提案内容(医療・介護・健康関連分野)

「総合特区制度」における医療・介護・健康関連分野の提案について、指定都市を含む団体からの提案も多く含まれており、規制緩和項目の実現が望まれている。

「総合特区制度」提案内容における医療・介護・健康関連分野の規制緩和項目について(抜粋)

総合特区プロジェクト名	参加都市	規制緩和項目
関西イノベーション国際戦略総合特区	大阪市、京都市、神戸市	PMDA－WEST機能の整備 高度医療に関する権限委譲 ヒト幹細胞を用いた臨床研究の実施に係る手続の特例 臨床開発に係る病床規制の手続簡素化 外国人医師等の臨床修練制度に関する権限委譲
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	川崎市、横浜市	ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例措置 特定健康診査・特定保健指導に係る特例措置
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	岡山市	最先端介護機器の介護保険給付対象化 介護保険へ成功報酬制度の導入

取組テーマ<2>

指定都市への公共職業安定所(ハローワーク)
業務等の移管について

1 アクション・プランに基づく「一体的実施」の取組状況

①「一体的実施に既に取り組んでいる都市」

前回 今回

9市 → **10市** (札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市、**福岡市**)

②「一体的実施に向けて労働局と協議している都市」

前回 今回

7市 → **10市** (**仙台市**、**川崎市**、**横浜市**、新潟市、**浜松市**、京都市、堺市、神戸市、岡山市、熊本市) ※福岡市が②→①へ移行。

③「一体的実施に向けた労働局との協議に至っていない都市」

前回 今回

4市 → **0市**

一体的実施・権限移譲を実現するための課題 (※前回調査と内容に変更なし。)

■ 一体的実施に係る課題

- (国) 全区役所等での一体的実施
- (国) ハローワーク職員の現場での積極的な連携
- (市) 一体的実施に係る窓口設置スペースの確保

※ (国) 国への働きかけが必要な課題
(県) 道府県への働きかけが必要な課題
(市) 市として取り組む課題

■ 権限移譲に係る課題

- (国) 移譲事務遂行に必要な人材と財源の確保
- (国) 市域とハローワークの管轄区域の差異等の課題の整理
- (県) 二重行政にならない役割分担
- (市) 権限移譲を受けるべき業務の範囲の検討
- (市) 必要な財源及び人員の確保、組織体制の整備
- (市) 市内部の他の行政サービスとの連携の検証
- (市) 専門知識を持った職員の育成

2 今後の進め方

今後は、各都市の進捗状況等について引き続き情報収集を行うとともに、アクション・プランに基づく一体的実施の効果や課題等について検証を進める。

また、一体的実施の終了時期も見据えながら、検証結果や各都市の意向等を踏まえ、必要に応じて国に対して実効的かつ効果的な提言等を行う。

(参考)広島市と国の共同による雇用対策の推進に関する提案

(本年9月5日に厚生労働省に提案、大筋合意)

1 趣旨

- (1)広島市では、本年7月、アクション・プランに基づく協定を広島労働局と締結し、全8区中2区で、生活保護受給者等を対象にした就労支援窓口をスタートした。
- (2)本市の生活困窮者の数は、協定締結に向け折衝を始めた当時と比べ増加してきており、現在の取組を継続するだけでは、事態の深刻化に歯止めをかけることが難しくなった。
- (3)そこで、追加的な支援措置のあり方について、厚生労働大臣と基本的協定を結び、より機動的・弾力的な対応ができるよう提案することにした。
- (4)この提案は、ハローワークについて権限移譲を要請している指定都市市長会の構成員という立場を離れ、一市長として、現行法令の枠内で、必要かつ具体的な措置を講じることができるよう提案したものである。

2 提案内容

【広島市雇用対策協定の締結】

- 市長と労働大臣が、法令、予算等に準拠した内容の雇用対策協定を締結。
 - 生活面で困難・問題を抱えた者(若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者)に対する雇用支援策などについて規定。
 - 共通の事業目標の下、取組を推進する旨規定。
 - 協定の内容を実現するため、市長が労働局長に対し要請した場合は、労働局長は要請に迅速に対応する旨規定。
- ※ 今後、周辺自治体と連携した広域的な雇用対策協定の締結も検討。

【生活困窮者の就労支援を全区で実現】

- 全区役所(福祉事務所)で生活困窮者(生活保護受給者等)の就労支援の共同窓口を設置。ハローワークと一体となった支援を実現。
- 現在の2区に加え、新たに2区で常設窓口を設置。その他の区では窓口を定期的に開く。

【市が職業訓練に積極的に関与】

- 公共職業訓練(委託訓練)のコース設定等に関する広島県、広島市、広島労働局間の連携体制を構築。
- 共同窓口の支援対象者については、市での相談状況も踏まえてハローワークが職業訓練の受講指示等を行う。

【公労使による雇用対策協定の共同推進】

- 行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する雇用対策協定推進協議会を設置。
- 地域の関係者が雇用対策協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立。

【市議会への労働局長の出席等】

- 市議会の求めに応じ労働局長が参考人として市議会に出席。国の立場から雇用対策協定等に係る取組を説明し、質疑も受ける。
- 住民の就職実現のため、市長とともに労働局長も市民に説明。